

平成 27 年 2 月 10 日

各位

相双五城信用組合
理事長 庄子 勇雄

平成 26 年 9 月期における経営強化計画の履行状況について

当信用組合は、「金融機能強化のための特別措置に関する法律」に基づき、平成 26 年 9 月期の経営強化計画の履行状況を取りまとめましたのでお知らせいたします。

今後も、同計画を着実に履行し、東日本大震災からの復興及び中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化に積極的に貢献してまいります。

記

1. 実施体制の整備

(1) 相談所の設置等

原発事故に伴い避難されているお取引先への対応のため、会津若松市、二本松市に相談所を設置し、復旧・復興に係る相談業務及び預金業務の取扱いを継続実施しておりますほか、お客様の強い要望により、いわき相談所を支店に格上げし、いわき地区に避難されている浪江支店、大熊支店、富岡支店のお客様にも対応させて頂いております。

(2) 休日融資相談会の実施

営業時間外に来店されるお客様のため夜間融資相談会を開催し、融資のご相談にお応えしておりましたが、休日の融資相談機会を求められるお客様の声にお応えするため、平成 24 年 6 月より夜間融資相談会に代え、月 2 回午前 9 時から午後 5 時までの休日融資相談会を開催し、平成 26 年 11 月現在 360 件のご相談を受け 84 件に対しご融資をしております。

(3) 戦略的営業活動の展開

津波による被災地では、防災集団移転促進事業による被災土地の買上、また、移転候補地が決まるなど徐々に復興が進んでいる状況であり、住宅ローンのニーズも発生していることから、個人の方への個別訪問活動を実施しているほか、事業者の方へは、毎週水曜日に事業所開拓専門日として重点的に訪問するなど、地域に密着した営業活動を推進しております。

こうした中、被災者への支援体制の更なる強化のため、平成 26 年 4 月より営業店職員を増員（14 名）させるとともに、合併により新たに加わった大河原支店、岩沼支店、蔵王支店においても休日融資相談会を開催しているほか、営業基盤構築のため休日融資相談会対応者以外の職員で店舗周辺の事業所や個人宅を訪問する等の活動を実施しております。

(4) 債権管理サポートチームの設置

就業や営業の生産活動の中止を余儀なくされております、多くの被災されたお客様に対し、金融円滑化法が終了した現在におきましても、組織横断的な債権管理サポートチームにより、引き続き条件変更を含めた対応に努めております。

2. 具体的な取組み

(1) 被災者への信用供与等の状況（平成 26 年 11 月末現在）

- ・ 被災者向けの新規融資実績 613 先／17,665 百万円
- ・ 貸付条件の変更実績 501 先／11,301 百万円
- ・ 約定弁済の一時停止実績 8 先／ 339 百万円

(2) 震災復興に向けた商品の提供・開発

福島県の公的支援制度融資である「ふくしま復興特別資金」などの取扱いのほか、プロパー商品として「そうごしんくみ復興特別資金」などを開発し、平成 26 年 11 月末までに、112 件、3,164 百万円の融資を実行しております。

また、被災者の生活支援に向けましては、自宅や車等に損害を受けたお客様への無担保無保証の融資商品「東日本大震災復旧ローン」などを引続き販売・推進しております。

(3) 事業再生・事業承継へ向けての支援

- ・ 顧問契約を結んでいる中小企業診断士に加え、税理士、弁護士等の各種専門家との協働や福島県産業復興相談センターの各種専門家派遣、中小企業再生支援協議会との連携のほか、中小企業基盤整備機構との連携も図り中小企業者の事業再生に向けた様々な問題の解決、さらには支援するための体制を構築しております。
- ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部の協力のもと「知的資産経営と事業承継セミナー」を平成 26 年 3 月に開催しております。

(4) 二重ローン問題等への対応

地域復興に向け設けられました各種機関と連携し活用を推進しているとともに、私的整理ガイドライン等に基づく対応などにつきましても、弁護士や税理士とも連携しながら、お客様の意向等を考慮のうえ積極的に利用を勧奨するなど対応を図っております。

- 「福島産業復興機構」… 4 先について買取完了、1 先について当信用組合での支援決定
- 「東日本大震災事業者再生支援機構」… 2 先について買取完了、1 先について当信用組合での支援決定
- 「私的整理ガイドライン」… 1 先については弁済計画書に同意済・弁済継続

(5) 被災者への主な支援事例

【事例 1】 東日本大震災で店舗と居宅が流出した中小事業者に対して、店舗再建のため福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金を利用すべく手続きを行い認可となりましたが、震災後の復旧需要による資材や人件費の高騰から、認可を受けたグループ補助金額では大幅に不足する状況となり、当信用組合は経営革新等支援機関として認定を受けていることから、同事業者より相談を受け、グループ補助金の増額変更を行い認可となりました。

更に、グループ補助金支給までのつなぎ資金を融資実行し、併せて住宅ローンの受付も行い、東日本大震災で店舗を流出した事業者が事業再開するための支援をいたしました。

【事例 2】 当信用組合の営業エリアである相馬市・南相馬市・相馬郡・双葉郡は津波による多大な被害を受けたことから、二重ローン問題に悩む被災者へ「私的整理ガイドライン」の利用促進を周知いたしました。

※実施状況の詳細については、別紙「特定震災特例経営強化計画の履行状況報告書」(平成 26 年 12 月)をご覧ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

総合企画部 TEL : 0244 (36) 5561

以 上